

よって、請願第14号は総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

佐々木謙二委員長。

(佐々木謙二厚生常任委員長登壇)

○佐々木謙二厚生常任委員長 平成17年第6回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件及び請願2件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第74号 山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び財産処分について申し上げます。

本案は、山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び脱退に伴う財産処分について協議するため、地方自治法第290条の規定により提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、長井市が山形県市町村交通災害共済組合に加入した昭和44年当時は、自動車の普及に伴って激増する交通事故が社会問題となる一方で、その救済制度が不足していた。しかし現在では民間の多種多様な保険や他の共済制度が普及充実し、年々本共済制度への長井市民の加入率は減少しており、本市が直接行う共済制度としての必要性が薄れたと考えられることなどの理由から、同組合から脱退するとともに、同組合の財産処分については同組合に帰属することについて議決を求める

ものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、民間の傷害保険において月額掛金でどの程度低いものがあるか調査した結果はあるかとの質疑がなされ、市民課長からは最も低いもので全労災の年当たり10口1,050円というものがあるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、加入団体が減っていくことに伴い、残った団体が規約を変えることによって2億1,000万円の基金を取り崩して給付を倍にすることが可能になるのではないかと質疑がなされ、市民課長からは、基金は給付の財源として使うと組合では申し立てているので、組合の規約を変えれば可能であると思うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、条例及び規則の条項の適正化と徴収手数料の明文化を図るため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、手数料について規則で定めていたが、条例で定めることが適切と判断し提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、これまでは規則の中で手数料400円を徴収してきたのかとの質疑がなされ、市民課長からは規則の中で徴収してきたとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第12号 児童手当の拡充に関する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

内閣府は少子化社会対策に関する子育て女性

の意識調査の結果を公表しましたが、少子化対策として講ずるべき施策として経済的支援措置が最も多く、特に児童手当の対象年齢の引き上げと手当の増額を強く望んでいるという調査結果になっています。

幾つかの自治体では児童手当拡大に向けての動きが強まっていますが、児童手当のような子育て支援施策は国の統一的な制度のもとで実施されるべきであり、児童手当の支給対象年齢の拡大、所得制限の緩和、支給額の増額を要請する意見書を関係機関に提出するように求めるものであります。

審査に際し、福祉事務所長から児童手当の支給状況について説明を受けた後に質疑に入り、委員からは、支給対象を拡充した場合、国の負担割合を変える新聞報道がなされているのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、三位一体の改革に伴い、国の負担率が3分の2から3分の1になるとの報道がなされているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、たばこ税を増税してそれを児童手当に充てるという新聞報道があるが、どうなっているかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、たばこ1本当たり1円値上げをして児童手当の拡充分に充てたいという新聞報道がなされているが、正式な情報としては入っていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、所得制限を引き上げる旨の報道がなされているかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、公明党はサラリーマンの夫婦と子供2人世帯で年収700万円未満となっている所得制限について年収1,000万円まで緩和すべきと主張しているとの新聞報道がなされているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、請願にあるように、少子化対策に関する女性意識の調査で児童手当の引き上げに関心が強いが、どう考えているかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは児童手当

の支給が拡大されて子育て支援に大変役立っていると思っているとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、支給対象年齢を引き上げることによって少子化を若干でも解消していく方向に向かうのであれば充実させていくべきであると思う、子育てをするときに少しでも経済的なゆとりがあれば精神的な面でもゆとりができてくることや、このような支援が結婚して子供をつくることのきっかけになることによって少子化対策の一助になるはずであり、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第13号 医療制度構造改革試案に反対する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

厚生労働省は、医療制度構造改革の試案を発表し、来年の通常国会での法案提出を目指しています。この試案は「医療制度構造改革」という名称になっていますが、政府の財政負担を縮小するために、患者、高齢者、保険者、被保険者に負担を転嫁する負担増案であり、その場しのぎの対症療法でしかなく、長期的で抜本的な改革の展望を見出すことができないため、この試案に反対する意見書を関係機関に提出するように求めるものであります。

審査に際し、市民課長から試案の概要について説明を受けた後に質疑に入り、委員からは、今回の大綱は財政的な問題から制度全体を見直す案になっており、特に後期高齢者にしわ寄せが来るのではないかと思うが、これまで見てき

てどこに問題があるかとの質疑がなされ、市民課長からは、問題は高齢者の医療費をいかにして抑えていくか、病気の3割、死亡に至れば6割を占める生活習慣病の予防をすることで将来お金のかからない医療に転換することであると答弁を受けたところであります。

また、委員からは、低所得者に対する配慮がどのようになされるのか、予防型への転換の具体的な進め方がわからないが、この試案が通常国会に提出されるまでにどのような変遷をたどっていくのかとの質疑がなされ、市民課長からは、具体的な説明を受けていないので、その道筋はまだ把握していないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、悪くならないために予算をどう配置するかというところが欠落していたのではないかと思うが、どう考えているかとの質疑がなされ、市民課長からは、市民課では保険税を上げることに終始しており、健康指導は健康課、介護は福祉事務所と健康にかかわる部分が分散しているところに市としての問題が一つあると思う、総体的に立った全体的なプロジェクトの中で予防のことをとらえれば効果が上がると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、介護保険を来年度改定することと今回医療制度を改定することは別問題ではないと思うが、どう考えているかとの質疑がなされ、市民課長からは医療と福祉の連携は大事なことと感じているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、この請願の内容においてどこが一番問題であるという考え方なのかとの質疑がなされ、紹介議員からは、単なる医療費の節約ということだけで、実際に医療を受けざるを得ない方々への負担増だけでは問題は解決しないということが請願の趣旨であると思うとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、増大する医療費の抑制をどう図っていくかということは喫緊の課題であると思っており、そのために予防型に転換を図るという点は当然であり、現役世代並みの所得を有する高齢者の負担増についても負担の公平性という点からいたし方ないと思う。しかし負担増となる部分について負担割合が適正かどうか疑問も残るものもある。また、来年の通常国会までにこの試案がどのように変わって提案されるかまだまだ予測のつかない部分もあり、もう少し経過を見るという点において継続審査とすべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、今の医療の実態、介護の実態、またその区分けが明確でない実態から見ていくと、医療の部分だけ高齢者に重い負担をかけていくようになるこの制度改革は問題であると思う。高齢者社会で抑制しても医療費全体としてはかかる方向であるにもかかわらず、国の予算で7兆円を削っていくというのはかなり無理が来ると思われる。この試案のとおり執行されていくのであれば、生活保護世帯が多くなっているときでもあり、医療にかかるために福祉の方の支出が逆に多くなることも危惧されるところと思われるため、本請願に賛成であるとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、この試案についてはこれからの国民の声を聞きながら議論を進めるということであり、まだまだ見直しされる部分も出てくるのではないかと思われるので、現時点では継続審査とすべきであるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本請願は賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第7、議案第74号 山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び財産処分についてから日程第9、請願第12号 児童手当の拡充に関する請願までの以上3件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、議案第74号 山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び財産処分についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第79号 長井市霊園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第12号 児童手当の拡充に関する請願の1件について、厚生委員長の報告は採択であります。厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第12号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、請願第13号 医療制度構造改革試案に反対する請願の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、請願第13号 医療制度構造改革試案に反対する請願に賛成する立場から討論を行います。

厚生労働省は、10月に医療制度構造改革試案を発表いたしました。これをもとに来年の通常国会に提案する法案をつくるということであります。

医療制度の改革と言うなら、今、緊急にやらなければならないこととして、例えば医療事故をなくすとか小児救急医療をふやすとか、取り組まなければならない緊急課題がもっとほかにもあると思うのであります。ところが、厚労省の試案は結局患者からどれだけお金を取るのかという中身でしかないのであります。

具体的に申し上げますと、厚生常任委員会の審査に当たって市民課が提出した資料を参考に申し上げますと、働き盛りの人たちにも大きな影響が出るのは高額療養費の自己負担限度額の上限引き上げであります。医療保険では自己負担に上限額を設けていて、重病になったときでもこれ以上負担しなくて済むというラインを決めております。これを引き上げる内容で、市民課の資料によりますと、骨折で外来を5回受診した場合、現在の約4万円から6万7,000円になる試算としております。

政府は、これは受益者負担だというわけでありますが、私はとんでもない言い分だと思っております。高額療養費の対象となる人は、がんの手術をすとか、あるいは心筋梗塞でバイパスの手術をすとか、いわば受難者であります。受難者に受益者負担だと言って負担を求めするのは間違いではないでしょうか。

また、試案で負担がさらに大幅にふえるのが70歳以上の方が長期入院したときの食費と居住費の徴収であります。このいわゆるホテルコストと呼ばれる食費、居住費は、この10月から介

護保険の施設でも取るようになり、大問題になっておりますが、これを医療型療養病床に長期入院した方にも取るというわけであります。市民課の資料によりますと、これまで月6万4,000円の自己負担だったのが今度は9万8,000円になって3万4,000円の負担増になるということであります。

介護保険を導入するときの政府の言い分は、自宅で介護を受けている人と施設で暮らしている人の公平のためにやるんだということでありました。しかし、皆さん、お考えください。自宅の人は食費や光熱水費を支払うのだから施設に入所した人も払えというわけでありますが、しかし、病気の場合、家を処分して入院する人はおりません。自宅の家賃や光熱水費の基本料を払いながら入院するわけです。つまり二重払いになるのではないのでしょうか。

また、市民課の資料では「医療費の伸びを抑制するため」と書いております。私は、日本の医療費がそんなに急いで何とかしなければならないほど高いものかということを考えるのであります。諸外国と比べてみたGDPに対する総医療費の割合ですが、日本は77.9%でアメリカの約半分、OECD（経済協力開発機構）加盟国の中では17位であります。世界の水準から見れば決して医療費が多いわけではないのであります。その一方で、WHO（世界保健機関）の発表する健康達成度では平均寿命だけでなく健康寿命も世界1位なのであります。少ない医療費で高齢者も健康を保っている国、そういう日本なのであります。

また、厚労省が今後こんなに医療費が膨らむとあおっている推計数字は本当なのかということであります。厚労省は医療費の総額について将来予測を繰り返して出しているのですが、実際の医療費は政府統計よりかなり少額だという発表もあります。今回も20年後には医療費総額は69兆円になると発表しておりますが、これも

非常に信憑性に欠けると専門家からは指摘されており、過大な推計を出して国民を脅迫しているのではないかという専門家の意見もあるほどであります。

しかも、減らせと言っているのは国民医療費ではなくて医療給付費であります。国民医療費というのは、ご存じのとおり、かかった医療費全体であります。医療給付費というのは保険適用部分だけあります。つまり、企業が事業主として保険料を負担しなくてはいけない部分を抑えたい、そのことが見え見えであります。特に大企業の意向がここに反映されているのではないかとされているゆえんであります。

それにしても、高齢化が進めば医療費がふえることは当然であります。そのためにも医療のむだはなくさなければならぬ緊急の課題であります。具体的には、欧米諸国よりもはるかに高い医療費に占める薬剤費や医療材料費などの費用を見直す課題がこの前山形県議会でも取り上げられました。医療分野では早急に改善に取り組まなければならない課題であろうと思うのであります。

社会保障が削減された痛みは、一人一人の耐えがたい実感となるのであります。日本医師会は患者負担増には反対だと明確な態度をとっておりますし、自民党の中からさえも慎重論が出ておるのであります。

国民の命さえ脅かすことにつながる医療制度構造改革試案、これに反対するこのたびの請願に対して厚生常任委員会の審査では継続審査であります。この試案は厚生委員長報告にもただいまありましたように、来年の通常国会に提出する医療改革法案の議論のたたき台となるものだとことでありまして、今こそ地方議会の声を上げていくべきタイミングだと考えているのでありまして、請願の願意を酌み取られて、今議会でぜひ採択すべきであると考えまして、賛成討論とするものであります。以上です。

○大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

請願第13号の1件について、厚生委員長の報告は継続審査であります。厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、請願第13号は厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○大沼 久議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成17年第6回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日、委員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

それでは、請願第11号 アメリカ産の牛肉輸入再開に反対する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、アメリカ産牛肉の安全性について諮問されていた食品安全委員会プリオン専門委員会は条件つきで輸入再開を容認する答申原案を提出したが、アメリカでは2003年12月の輸入停止後に2例目のBSE発症牛が出ており、検査体制は信頼できるものと

はなっていない。この問題は命と健康にかかわるものであり、安全性が明確に確保されなければならないが、現段階ではその担保がないばかりか、消費者の多くが安易な輸入再開を望んでいない。このような状況下での性急なアメリカ産牛肉の輸入には絶対反対であるので、意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

審査に入り、まず農林課長から経過等について状況をお聞きしたところ、プリオン委員会は政府に対して12月8日に条件つきで輸入再開を容認する答申を提出し、それに基づいて政府は12月12日、輸入再開を決定し、関係各国に通知をした。新聞報道等によると、早ければ空輸便の場合で年内中、船便でも1月中には第1便が入ってくるのではないかと、ただ、輸入に当たっては月齢条件や危険部位の除去等の条件があるため、供給量はおのずと限られ、輸入禁止の前の状態に戻るには相当の時間がかかるのではないかと報道されているとの報告を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、アメリカ、カナダ産の牛肉輸入再開問題での食品安全委員会の答申が出されたわけだが、県ではどのような判断に立っているのかとの質問がなされ、農林課長からは山形県の見解は現在のところまだ公表されていないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、輸入牛肉が学校給食に使用される可能性があるのかとの質問がなされ、農林課長からは、学校給食については各自自治体の教育委員会が決定することになっており、長井市教育委員会の見解は聞いていないが、新聞報道等によると自治体の多くは慎重姿勢であるようだとの答弁を受けたところあります。

さらに、委員からは、政府では既に輸入再開を決定しているが、これからこの請願を採択したとしても、表現上このような意見書でよいのかとの質問がなされ、農林課長からは、政府の